

(参考資料5)「文化交流ゾーン」のめざす姿等と施設の運営手法のあり方
(文化交流ゾーン検討部会報告書をふまえた県方針中間案における整理)

県では、平成26(2014)年4月の三重県総合博物館の開館を機に、県立美術館を含む三重県総合文化センター周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、全体としての魅力を高めることで、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することをめざしている。

そのような目標に向けて、三重県文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議をふまえ、県立文化施設の集積とその活用という視点から、「文化交流ゾーン」のめざす姿等や施設の運営手法のあり方を次のとおり整理する。

1 「文化交流ゾーン」のミッション(理念、使命)

「文化交流ゾーン」を構成する各県立文化施設が、それぞれの独自性を生かしながら、集積の利点を生かして、お互いの連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となること。

2 「文化交流ゾーン」のめざす姿

上記のミッションをふまえ、各施設がめざす姿を次のとおりとする。

- ・ 市町や地域との対話・連携を強化することを通じて、地域の文化芸術と学びを刺激し、牽引する中核的な施設
- ・ 観覧環境の改善や来館者満足につながる対応を行うとともに、県民の立場から企画立案することを通じて、それぞれの魅力を高め、再び来館していただけるような施設
- ・ それぞれが個々の役割を果たすとともに連携を強化することを通じて、新たな魅力を創出する施設

3 「文化交流ゾーン」を構成する施設の運営手法のあり方

三重県文化審議会における検討結果をふまえ、「文化交流ゾーン」を構成する施設の運営に係る3つの基本的な考え方および運営手法のあり方をそれぞれ次のとおりとする。

(1) 3つの基本的な考え方

県民サービスの向上に向けて、各施設の独自性を生かしつつ、一体的に組織運営や事業を行えること

経営の自由度を高め、柔軟な発想や創意工夫が生かせるとともに、経営努力が反映される運営手法とすること

学芸業務等の専門性の高い業務については、継続性・専門性・計画性を担保できる運営手法とすること

(2) 運営手法のあり方

上記の3つの基本的な考え方や現行制度上の制約等を総合的に勘案し、次の運営手法を念頭に引き続き検討を進めていくこととする。

【指定管理 + 地方独立行政法人(+直営)】

現在指定管理者制度を導入している三重県総合文化センター(県立図書館を除く)には引き続き指定管理者制度を導入し、三重県総合博物館および県立美術館は地方独立行政法人化する。

なお、県立図書館については、県直営にする場合と、総合文化センターとともに指定管理の対象にする場合の2つのパターンが考えられる。

また、一体的な運営を実現するため、「(仮)経営会議」を設置する。

なお、今後の検討にあたっては次の点に留意する。

- ・ 「(仮)経営会議」については、収益性と公益性のバランスを考慮しつつ、個々の施設の機能を強化し、集積の効果を引き出すためには総合的なマネジメントが必要であるとの認識のもと、その役割等詳細な制度設計を行うとともに、地方独立行政法人化に関連する国の動向等をふまえ、具体的に検討する。
- ・ 市町の施設等との連携協力の観点から、市町の意見を十分に聴取するとともに、学校教育や社会教育と関係が深いことから、関係者の意見を十分に聴取して検討する。

なお、「文化交流ゾーン」という名称については、三重県文化審議会における意見(もう少しわかりやすい名称、もっとよい名称をつけるべきではないか)もふまえ、最終案の取りまとめに向けて、引き続き検討する。